

## 【参考資料2】

### 地方の技能労務職員に相当する国家公務員の職種

- 各官署における「電話交換手」・「自動車運転手」・「守衛・巡視」・「用務員」や病院における「看護助手」・「調理師」・「洗濯員」・「ボイラー技士」など多くの職種が存在。
- 平成16年4月に職員数が大幅に減少(国立病院・療養所及び国立大学の独立行政法人化)

※ 病院：宮内庁病院、厚生労働省の国立高度専門医療センター病院など

※ 職員数：平成15年 12,281人 → 平成16年 6,188人 (▲6,093人)。(平成19年 5,193人)

#### 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)

##### (行政職俸給表(二)の適用範囲)

第二条 行政職俸給表(二)は、次に掲げる職員に適用する。ただし、第一号から第八号までに掲げる者のうち、海事職俸給表(二)の適用を受ける者及び指令で指定する者を除く。

- 一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者
- 二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者
- 三 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
- 四 機械工作工、電工、大工、印刷工、製図工、ガラス工等の製作、修理、加工等の業務に従事する者
- 五 建設機械操作手、ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者
- 六 電話交換手の業務に従事する者
- 七 理容師、美容師、調理師等の家政的業務に従事する者
- 八 前各号に準ずる技能的業務に従事する者
- 九 総トン数五トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶、総トン数三十トン未満の漁船及びその他しゅんせつ船等の作業 船に乗り組む者並びに指令で指定する船舶に乗り組む者(公安職俸給表(二)の適用を受ける者及び指令で指定する者を除く。)

#### 主な職種における標準職務

職種	1級	2級	3級	4級	5級
電話交換手	電話交換手の職務	相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務	数名の電話交換手を直接指揮監督する組長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務	多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務	
自動車運転手	自動車運転手の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務	数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務	多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務	極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務
守衛・巡視	守衛又は巡視の職務	困難な業務を行う守衛又は巡視の職務	相当数の守衛若しくは巡視を直接指揮監督する守衛長若しくは巡視長又は特に困難な業務を行う守衛若しくは巡視の職務	多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務	
用務員	用務員、労務作業員等(以下「用務員等」という。)の職務	数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務	相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務		